

新住居表示実施に伴って発生した住所と本籍の異表示の合致
申請にかかる証明書の手数料を徴収しないことを求める請願

【請願要旨】

現在、町田市では「住居表示に関する法律」に基づいて、市内各地域で順次、住居表示が実施され、すでに実施された地区では新住居表示に変更されています。

ところで、「従前から住所と本籍を合わせて一致させていた者」は、住所については、新町名・街区符号・住居番号に変更になりますが、本籍については、下表例のように、町名が新しくなるだけで地番の部分は変更されないために、住所と本籍の表示がバラバラになってしまいます。

(表1) 従来の表示例（住所と本籍の表示が同じ）

従来の表示 (例)	住所	町田市 能ヶ谷町 1234番地56
	本籍	町田市 能ヶ谷町 1234番地56 (住所の表示と全く同じ)

(表2) 住居表示実施後の表示例（住所と本籍の表示がバラバラに）

実施後変更さ れた表示 (例)	新住所	町田市 能ヶ谷一丁目 2番 3号 (新町名) (街区符号) (住居番号)
	新本籍	町田市 能ヶ谷一丁目 1234番地56 (新町名) (地番表示のまま) (町名は変更するが地番表示を据置き)

運転免許証のように、本籍は住所と一緒に用いる場面が多いいため、それらを一致させている市民は多いはずです。住居表示が実施され、住所自体の表示がわかりやすくなる一方で、住所と同じだった本籍の表示が異なるものになり不便になってしまふことは、市民感覚としては納得のいかないものです。

また、住居表示実施に伴い変更になった住所の証明書や、町名まで変更になった本籍の証明書は無料で発行されています。

一方で、新住所に合わせた本籍に変更をすることは、制度上認められていますが、これには、各住民が、それぞれ、転籍の手続き申請の必要があり、このため、「あくまで個人の都合により変更した」と見なされ、変更を証明するための証明書の発行は有料になってしまいます。

他地域から転籍してきたのであれば個人の都合と言えますが、今回このような場合は、あくまで住居表示の実施に伴い必要になった手続き申請上の転籍であって、その証明書についても無料で発行すべきであると思います。

本籍を街区符号で表示することは、戸籍法施行規則第3条で「・・・区域ごとに、本籍を表示する 地番号 若しくは 街区符号の番号・・・」と認められていることと、住居表示に関する法律第7条に定められた手数料その他の徴収金に関する特例をもとに、従前から住所と本籍を合わせて置いていた者に対しての措置をしていただきたいと思います。

以上のような、住居表示の実施時に発生する住民にとっての不都合を解消するため、以下のとおり請願をいたします。

【請願内容】

1. 住居表示の実施によって、本籍を住所に合わせて置いている住民に不便が生じないように配慮をお願いする。
2. 住居表示の実施に伴い、本籍を住所に合わせるために転籍をする際は、その他の転籍とは区別し、本籍の変更証明書を無料で発行できるようにしてください。